

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中央操作室の原子炉制御盤に制御棒手動制御装置盤及び制御棒位置指示装置盤の故障を示す警報が発生し、制御棒監視制御盤に「制御装置故障」と「コントローラ軽故障」のメッセージが表示されたため、対応検討	C	
2	2号機	制御棒駆動水ポンプ（A）のベント弁（2台）の開閉操作ハンドル部に取付け不良（ガタつき）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	4号機	原子炉建屋地階炉心スプレィ系（B）ポンプ室内の局所空調機駆動用電動機の点検において、軸受ケースの内径寸法測定値に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	4号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（非常用ガス処理系フィルタ性能検査）の記録確認において、検査成績書に記載された総合除去効率の算定過程を示す記録を紛失したため、対応検討	C	
5	5号機	プラント起動前の原子炉建屋内総点検において、原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）の流体継手タンク圧力差圧スイッチ用フレキシブル電線管の接続部破損等の不具合（計6件）が認められたため、当該部を修理	D	
6	5号機	主変圧器用ケーブル洞道排水ポンプのレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
7	5号機	制御棒駆動水圧系の制御棒駆動水昇温用加熱器の安全弁に動作不良（動作後、閉せず）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	制御棒駆動機構連絡管止め弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（B2）のドレン弁または下流側の排水配管に詰まりが認められたため、当該弁及び配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで